

マイナンバーカード（個人番号カード）に関する取扱いガイドライン

2016 年 7 月 11 日

特定非営利活動法人
結婚相手紹介サービス業認証機構

マイナンバー法では、法律で限定的に明記された場合以外で、個人番号の提供を求めたり、利用したりすることは禁止されています。たとえ、本人の同意があったとしても、法律で認められる場合以外でマイナンバーの提供や利用はできないこととされています。

また、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）は、法律で限定的に明記された場合（社会保障及び税に関する手続き書類の作成事務など）を除いて、保管をしてはならないと定められており、法律で限定的に明記された事務を行う必要がある場合に限って、保管を続けることができるものとされています。

そこで、認証事業者においては、以下のガイドラインを遵守して頂くようお願いします。

1. マイナンバーカード（個人番号カード）を活用する場合の遵守事項

認証事業者が、「結婚相手紹介サービス業認証制度 認証基準」3.1 に定める本人確認のための公的な証明書として、マイナンバーカード（個人番号カード）を活用する場合または住民票を取得する場合には、マイナンバー（個人番号）を取得・保管することの無いよう、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 本人確認を行った証としてマイナンバーカード（個人番号カード）のコピーを取得する場合には、氏名、住所、生年月日、性別が記載されたカード表面のみとし、マイナンバー（個人番号）の記載された裏面のコピーは取得しないこと。
- ② 本人確認に際して、マイナンバー（個人番号）を書面に書き写さないこと。
- ③ マイナンバー（個人番号）が記載された「通知カード」のコピーを取得しないこと。
- ④ マイナンバー（個人番号）が記載された「住民票の写し」を、取得しない事。入会申込者本人が提出を希望する場合には、必ずマイナンバー（個人番号）表示部分を入会申込者本人が墨消ししたものを取得すること。

<参考>

認証基準 3.1 本人確認の方法

契約希望者が本人である旨を確認するために、公的な証明書を用いて、氏名・住所・生年月日などをもって本人を確認すること。公的な証明書としては、健康保険証、運転免許証、年金手帳、旅券、住民票の写しなど、契約希望者が提出を希望するいずれかの証明書を用いて確認し、その写しを記録として保管すること。なお、証明書の提出の際には、証明事項を証明するのに必要不可欠な情報以外の情報は抹消して提出させるようにすること。

附則

- 1 このガイドラインは、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。